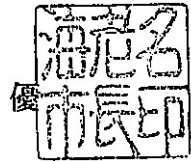


海老名市告示第262号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和7年11月18日

海老名市長 内 野



記

1 公示送達する書類

差押調書(謄本)

2 公示送達を受ける者の住所・氏名



3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

※ 詳細は、掲示場で確認してください。